

財 関 第 4 1 2 号  
平成 2 2 年 4 月 9 日

( 各 ) 税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 大 藤 俊 行

北朝鮮に対する措置の継続に伴う税関の対応について

我が国は、平成 18 年 10 月 9 日及び平成 21 年 5 月 25 日の 2 度にわたる北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成 18 年 10 月 14 日より北朝鮮からの輸入の禁止等の措置及び北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止する措置を、平成 21 年 6 月 18 日より北朝鮮への輸出の禁止等の措置を実施しているところであり、税関においては、これらの措置の実効性を確保する観点から、所要の取締り等を実施しているところである。

これらの措置については、本日の閣議において、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、引き続き、1 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が本日行われ、同日施行することとされたところである。

については、当該措置の実効性を確保するため、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添）をも踏まえ、引き続き、「北朝鮮に対する措置の継続に伴う税関の対応について」（平成 19 年 4 月 13 日財関第 496 号）及び「北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置に伴う税関の対応について」（平成 21 年 6 月 16 日財関第 675 号）に基づき、適切に対処されたい。

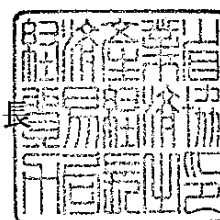
経済産業省

平成22・03・30貿局第2号

平成22年4月9日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長



北朝鮮に対する輸出入禁止措置の継続について

上記の件について、別紙のとおり施行されることになるため、税関においても本改正等の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第二百一十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業省告示第八十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

経済産業省告示第八十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

経済産業省告示第九十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経  
済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出  
される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くも  
のの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

経済産業省告示第九十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。